

質問に対する回答書（令和８年度メディア等を活用した清水港周辺コンテンツ情報発信業務委託プロポーザル）

No	質問	回答
1	口コミについて 昨年度についてはどのような施策を行いましたでしょうか。	昨年度は「清水港口コミフォトコンテスト」と称し、Instagramユーザーを対象に、特定のハッシュタグを指定して清水港に関する投稿を募集し、3つの賞に対する当選者を選定するキャンペーンを実施しました。（実施期間：令和8年2月20日～3月15日） 周知はInstagramでの広告出稿やインフルエンサーによる紹介などを通じて行いました。 上記の内容にとらわれず、せり市・マルシェの来訪者や、テレビ・SNSの情報発信をご覧になった視聴者が口コミを行い、さらなる集客に繋がるような企画の内容を立案し、提案してください。
2	審査基準について 審査基準についてどのような審査を、どのような基準で行うのか。	審査の内容および基準については、静岡市公式ホームページ内の「選定、審査及び評価について」の添付資料に記載していますので、参照してください。（ https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4852/s013885.html ）
3	プレゼンテーションの説明時間について 実施要領7「企画提案書について」では、「15分で説明できる内容」との記載がありますが、実施要領9「プレゼンテーション審査」では、説明時間が10分と記載されています。企画提案書およびプレゼンテーションは、10分で説明できる内容として構成すればよいでしょうか。	実施要領「9 プレゼンテーション審査（1）実施方法等 ①」のイ及びウについて、誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。 （訂正後） イ 説明：15分 ウ 質疑応答：10分
4	テレビ番組での放映として認められる形態について 仕様書では、全国キー局、山梨県内または長野県内のローカル局のいずれかにおいて、委託期間中に少なくとも1回以上放映することとされています。 ここでいう「テレビ番組での放映」について、情報番組内でのタイアップ企画、PRコーナー、インフォマーシャル、ミニ番組等も対象として認められるでしょうか。 また、最低放送尺等の条件がありましたらご教示ください。	情報番組内でのタイアップ企画、PRコーナー、インフォマーシャル、ミニ番組等も対象として認めます。 最低放送尺については、特段の基準を設けておりません。マルシェやせり市、駿河湾フェリーを効果的に発信できるようなテレビ番組の選定及び企画内容を提案してください。
5	対象コンテンツの実施予定日について 本業務の情報発信対象となる、せり市、マルシェ等について、現時点で予定している開催日、開催回数、実施時間等がありましたらご教示ください。 テレビ取材、インフルエンサーの招聘および投稿時期を含む企画・スケジュール設計の参考とさせていただきます。	せり市については、年度末まで毎月第3土曜日の11時から実施する予定です（令和8年10月17日、11月21日、12月19日、令和9年1月16日、2月20日、3月20日）。 マルシェについては、現時点ではせり市と同日に開催する予定ですが、別日に追加開催する可能性があります。また、せり市及びマルシェの概要については別添別紙１の内容を参照ください。
6	取材・撮影時における関係者との連携について せり市、マルシェ、駿河湾フェリー等の取材・撮影にあたり、静岡市様および関係事業者様から、撮影場所の調整、出演者・関係者との調整、施設利用等について、どの程度のご協力をいただくことが可能でしょうか。	静岡市は、せり市、マルシェ、駿河湾フェリーの各担当者への仲介を行います。それ以外の業務に関しては、仕様書に記載のとおり撮影に係る連絡・調整を行ってください。なお、仕様書に記載がない事項については、本市と協議して決定します。
7	テレビ番組映像の二次利用について 仕様書では、情報番組放送用に作成した動画について、権利関係等を協議のうえ、市が関与するWebページ、SNS、イベント上映、サイネージ等で無償利用できる旨が記載されています。企画提案および見積作成時点で、これらの二次利用に必要な権利処理費用等についても、委託料の中に含めて提案する必要がありますでしょうか。	二次利用に必要な権利処理費用等は、委託料に含めて提案してください。 なお、情報番組放送用に作成した動画とは、企画提案等により、その放送内容をYouTube等のSNSに掲載する場合の権利処理、および当該動画へのリンクを市公式ホームページに掲載すること等を想定しており、放送された動画そのものを市が二次利用するものではありません。